

福岡県公報

平成三十年六月二十六日
第四千三十三号
増刊①

目次

規則(第二十九号)

○福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障がい福祉課) …………… 1

規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年六月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十九号

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則(平成十二年福岡県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

様式第十五号中

注1 障害名には、現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を入力し、原因となった疾病には、有機脳症、先天性聴覚・聴覚中、(骨質)骨髄炎等原因となった疾病名を入力してください。

注2 産科矯正治療等の通称の判断を要する症例については、「産科医師による診断書・意見書」(別添様式)を添付してください。

注3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉協議会から改めて欣賞以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

注1 障害名には、現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を入力し、原因となった疾病には、骨内腫、先天性聴覚・聴覚中、(骨質)骨髄炎等原因となった疾病名を入力してください。

注2 産科矯正治療等の通称の判断を要する症例については、「産科医師による診断書・意見書」(別添様式)を添付してください。

注3 障害区分や等級決定のため、福岡県社会福祉協議会から改めて欣賞以降の部分についてお問い合わせする場合があります。

に

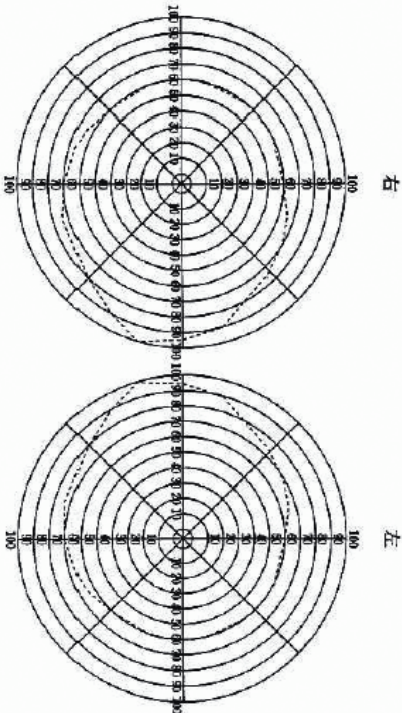
を

1 視力

	裸眼	矯正
右	()	X DCY1 DAX)
左	()	X DCY1 DAX)

2 視野(視野障害が認められる場合のみ、記入すること)

- (1) 使用した視野計(イ)の名称を記入すること
【ヨーロッパ型視野計、自動視野計、その他()】
- (2) 測定に用いた視標()
- (3) 視野障害の別(イ)の名称を記入すること
【求心性、不規則性、半盲性、その他()】



視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

※視野はヨーロッパ型視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ヨーロッパ型視野計を用いる場合、中心視野の測定には1/2の視標を用い、周辺視野の測定には1/4の視標を用いる。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。

を

視覚障害者の状況及び所見

1 視力

視距離	視距離	矯正視力	矯正視力
右眼	D	D	D
左眼	D	D	D

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の半径 (1/4)

右	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度(≤80)
左	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	度(≤80)

(2) 中心視野の半径 (1/2)

右	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	度
左	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	度

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

両眼中心視野角度 (1/2)

() × 3 + () / 4 = () 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の半径

両眼型エプスタインテスト 両眼型放射線点数 () 点

(2) 中心視野の半径 (H-プログラマ)

右	点 (2568)
左	点 (2568)

(②と③のうち大きい方) (②と③のうち小さい方)

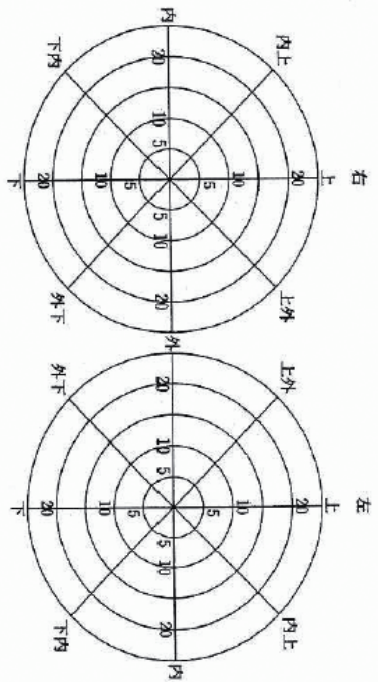
両眼中心視野 視認点数 () × 3 + () / 4 = () 点

3 現症

前眼部	右	左
中間透光体		
眼底		

3 中心視野 (先天性視野狭窄の症状がある者のみ記入)

・ゴールドマン型視野計を用いる場合、測定に用いた視標 (/)



右	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	合計①	視能率②	損失率③
左	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	合計④	視能率⑤	損失率⑥

(②と③のうち大きい方) + (④と⑤のうち小さい方) × 3

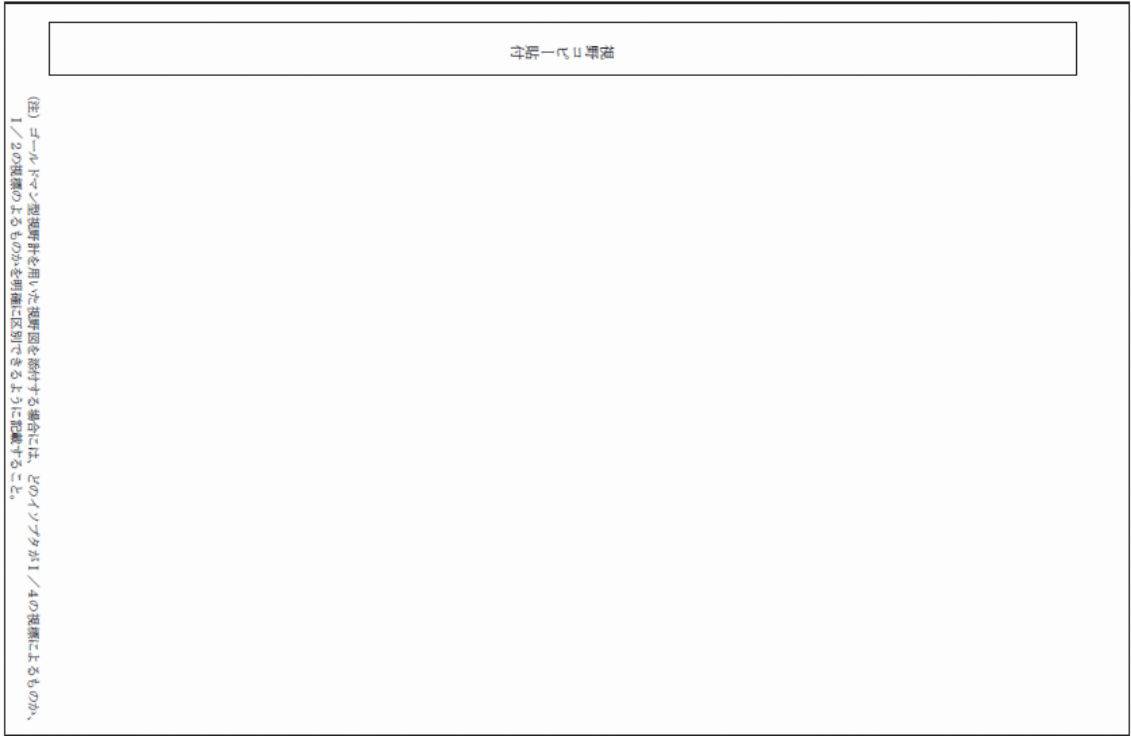
両眼の損失率 %

4 現症

外眼	右	左
中間透光体		
眼底		

1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

（施行期日）
附 則



に改める。

（経過措置）
 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。